

改正労働契約法における 平成30年4月からの「無期転換ルール」について

無期転換ルールとは、改正労働契約法（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。

詳細につきましては厚生労働省作成『[安心して働くための「無期転換ルール」とは](#)』をご参照ください。

なお、無期転換ルールの要点につきましては下記のとおりです。

記

1. 無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新（1回以上）された場合、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。
2. 通算される契約期間については、平成25年4月以降に同一の使用者との間で締結された有期労働契約の契約期間が対象です。
3. 無期転換の申し込みがあったからといって給与や待遇等の労働条件について、ただちに正社員と同じ待遇にする必要はありません。
4. 「無期転換ルール」 Q&A

Q1 無期転換ルールの適用に当たって、契約期間はいつから通算されますか。

A1 通算契約期間は、平成25（2013）年4月1日以降に開始した有期労働契約から算定（カウント）します。

例えば、平成24（2012）年6月1日から1年間の有期労働契約を締結し、更新を繰り返している方は、平成24（2012）年6月1日～平成25（2013）年5月31日の契約期間はカウントされず、平成25（2013）年6月1日に開始した有期労働契約からカウントされます。

Q2 通算5年を超えたら、自動的に無期労働契約に転換されるのですか。

A2 法律上は、契約期間が通算5年を超えた労働者が「申込み」をした場合に、無期労働契約が成立します。（無期労働契約の開始時点は、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日からです。）そのため、無期労働契約への転換にあたっては、労働者ご自身で「申込み」を行うことが必要です。なお、会社によっては自動的に無期転換される制度を設けている場合もあります。

Q3 無期転換は書面で申し込む必要がありますか。様式などはありますか。

A3 無期転換申込権の発生後、会社に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々トラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

Q4 無期転換の申込みを行った場合、正社員になるのでしょうか。また、給与や待遇等の労働条件は変わりますか。

A4 無期転換ルールは契約期間を有期から無期に転換するルールですが、無期転換後の雇用区分については会社によって制度が異なるため、一概には申し上げられません。給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

東京都 最低賃金 が改定されました。

平成29年
10月1日から

〈時間額〉

958円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! 検索



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ
東京労働局ホームページアドレス
<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

